

## 令和6年第10回伊賀市教育委員会 議事日程

令和6年9月26日 10:00～

伊賀市役所 4階 会議室 406

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和6年第9回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第39号 工事請負契約変更議案に係る専決処分の承認について

日程第4 議案第40号 伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部改正について

日程第5 議案第41号 伊賀市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第42号 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の委嘱について

日程第6 報告説明事項

① 令和6年伊賀市議会9月定例会会議 教育行政関係一般質問について

② 中学生のメッセージ2024（第46回少年の主張三重県大会）受賞者の報告について

③ その他

議案第 39 号

工事請負契約変更議案に係る専決処分の承認について

工事請負契約の変更（青山中学校大規模改修工事（建築主体工事））について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 6 年 9 月 26 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 専決処分理由 青山中学校大規模改修工事（建築主体工事）請負契約変更の締結に伴い、伊賀市議会への議案の提出が必要となったため、専決処分を行ったことについて承認を求めようとする。
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり

専決第 12 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 9 月 6 日

伊賀市教育委員会

教育長 谷口 修一

議案第 107 号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 68 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 12 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 工 事 名 青山中学校大規模改修工事（建築主体工事）
- 2 契 約 金 額 変更後 297,702,900円  
変更前 290,987,400円  
（議決額 283,870,400円）
- 3 契約の相手方 伊賀市西明寺字中川原 485 番地の 2  
山一建設株式会社  
代表取締役 河野 康之

## 契約変更に関する調書

工 事 名	青山中学校大規模改修工事（建築主体工事）	
相 手 方	伊賀市西明寺字中川原 485 番地の 2 山一建設株式会社 代表取締役 河野 康之	
	契約年月日	契約金額
当 初 契 約	令和 6 年 2 月 26 日	252, 450, 000 円
第 1 回 変 更 契 約	令和 6 年 6 月 27 日	283, 870, 400 円
第 2 回 変 更 契 約	令和 6 年 7 月 12 日	290, 987, 400 円
第 3 回 変 更 契 約	令和 6 年 8 月 27 日	297, 702, 900 円
完 成 期 限	令和 6 年 12 月 27 日	
変 更 理 由	<p>1 校舎棟の天井張り替えについて、工事発注以後の雨漏りにより張り替え範囲を追加する。</p> <p>2 廊下、トイレ等の手洗いについて、設計では磨き洗いとなっているが、既設の状態にひび割れや欠けがあり、磨くだけではひび割れ部分より手洗い水が躯体に浸入するため、仕様を耐水塗装に変更する。</p> <p>3 校舎棟トイレの扉について、既存レールの歪みにより開閉に支障が生じているためレールの取替えを追加する。</p> <p>4 外構改修におけるテニスコート周りのフェンス（高さ 3 m）の更新について、フェンス横の側溝を撤去せずに施工できる鋼管基礎に形状を変更し、運動場南側のフェンス（高さ 1.5m）の更新は、樹木の根幹がフェンス基礎と接しており、伐根しないと施工できないため伐根を行う。</p> <p>5 校舎西側の倉庫の劣化が著しく、倒壊の恐れがあるため撤去する。</p>	

議案第 40 号

伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部改正について

伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則（令和 5 年教育委員会規則第 11 号）の一部を改正する規則について下記のとおり検討を求める。

令和 6 年 9 月 26 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷 口 修 一

記

- |   |      |   |
|---|------|---|
| 1 | 提案理由 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金にかかる要保護児童生徒の保護者負担額を定める必要があるため。 |
| 2 | 改正内容 | 別紙のとおり  |
| 3 | 施行期日 | 公布の日  |
| 4 | 適用日  | 令和 6 年 4 月 1 日  |

伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部  
を改正する規則

伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則（令和5年  
教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の額」を「の1人当たりの年額」に、「表のとおり」を「各号に掲げる区分に  
応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 小学校の児童及び中学校の生徒（次号に掲げる者を除く。） 460円
- (2) 小学校の児童及び中学校の生徒のうち、独立行政法人日本スポーツ振興センター法  
施行令（平成15年政令第369号。以下「政令」という。）第3条第6項に規定する要  
保護児童生徒 20円
- (3) 幼稚園の園児 200円

第2条の表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興セン  
ター共済掛金の徴収に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前						
<p>伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定に基づき、伊賀市立の小学校、中学校又は幼稚園の児童、生徒又は幼児の保護者（次条において「保護者」という。）から徴収する災害共済給付に係る共済掛金（法第17条第1項に規定する災害共済給付に係る共済掛金をいう。以下「共済掛金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 (共済掛金の額)</p> <p>第2条 法第17条第4項の規定により保護者から徴収する共済掛金の<u>1人当たりの年額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>小学校の児童及び中学校の生徒（次号に掲げる者を除く。）</u> 460円</p> <p>(2) <u>小学校の児童及び中学校の生徒のうち、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「政令」という。）第3条第6項に規定する要保護児童生徒</u> 20円</p> <p>(3) <u>幼稚園の園児</u> 200円</p>	<p>伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定に基づき、伊賀市立の小学校、中学校又は幼稚園の児童、生徒又は幼児の保護者（次条において「保護者」という。）から徴収する災害共済給付に係る共済掛金（法第17条第1項に規定する災害共済給付に係る共済掛金をいう。以下「共済掛金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 (共済掛金の額)</p> <p>第2条 法第17条第4項の規定により保護者から徴収する共済掛金の<u>額は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 1015 2069 1422"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1015 1621 1107">区分</th> <th data-bbox="1621 1015 2069 1107">共済掛金の額（一人当たりの年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 1107 1621 1382">小学校の児童及び中学校の生徒 (独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「政令」という。）第3条第6項に規定する要保護児童生徒を除く。)</td> <td data-bbox="1621 1107 2069 1382">460円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1382 1621 1422">幼稚園の園児</td> <td data-bbox="1621 1382 2069 1422">200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	共済掛金の額（一人当たりの年額）	小学校の児童及び中学校の生徒 (独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「政令」という。）第3条第6項に規定する要保護児童生徒を除く。)	460円	幼稚園の園児	200円
区分	共済掛金の額（一人当たりの年額）						
小学校の児童及び中学校の生徒 (独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「政令」という。）第3条第6項に規定する要保護児童生徒を除く。)	460円						
幼稚園の園児	200円						



改正後	改正前
<p>(法第17条第4項ただし書の適用)</p> <p>第3条 各年度の5月1日(同日後に新たに法第16条第1項の同意をした場合)にあっては、当該同意をした日)において次の各号のいずれかに該当する者に係る共済掛金は、法第17条第4項ただし書の規定により、徴収しない。</p> <p>(1) 政令第3条第6項に規定する要保護児童生徒</p> <p>(2) 政令第12条に規定する準要保護児童生徒</p> <p>(納入方法及び時期)</p> <p>第4条 共済掛金は、学校長又は幼稚園長を経由して、教育委員会が指定する日までに市へ納入しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(法第17条第4項ただし書の適用)</p> <p>第3条 各年度の5月1日(同日後に新たに法第16条第1項の同意をした場合)にあっては、当該同意をした日)において次の各号のいずれかに該当する者に係る共済掛金は、法第17条第4項ただし書の規定により、徴収しない。</p> <p>(1) 政令第3条第6項に規定する要保護児童生徒</p> <p>(2) 政令第12条に規定する準要保護児童生徒</p> <p>(納入方法及び時期)</p> <p>第4条 共済掛金は、学校長又は幼稚園長を経由して、教育委員会が指定する日までに市へ納入しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

議案第 41 号

伊賀市公民館運営審議会委員の委嘱について

伊賀市公民館条例（平成 16 年伊賀市条例第 250 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 6 年 9 月 26 日提出

伊賀市教育委員会 教育長 谷口 修一

記

- 1 提案理由 団体の代表者交代等に伴い、新委員（補欠委員）の委嘱を行おうとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり
- 3 委嘱期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで  
（前任者の残任期間）

令和6年度 伊賀市公民館運営審議会委員名簿

※ 任期 令和5年7月1日～令和7年6月30日

選出団体等		氏名	備考（初回委嘱年月日等）	
地域 枠	上野地域	西出 実	平成27年7月1日	
		速水 英子	平成25年7月1日	
	いがまち地域	岡島 栄一	令和3年7月1日	
	島ヶ原地域	小川 典子	令和元年7月1日	
	阿山地域	山崎 悠美子	令和5年7月1日	
	大山田地域	奥井 てる子	令和5年7月1日	
	青山地域	坂下 脩司	令和5年7月1日	
全市 枠	伊賀市校長会	森永 宏	令和3年7月1日	
	伊賀市PTA連合会	山下 界渡	令和6年10月1日	新任
	伊賀市青少年育成市民会議	富岡 通郎	令和6年10月1日	新任

**改正**

平成16年12月24日条例第301号

平成20年 3 月26日条例第24号

平成22年12月28日条例第35号

平成23年12月28日条例第29号

令和元年12月27日条例第52号

令和 3 年10月 5 日条例第25号

伊賀市公民館条例

(趣旨)

**第 1 条** 社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、公民館の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

**第 2 条** 本市に次のとおり公民館を設置する。

名称 伊賀市中央公民館

位置 伊賀市上野丸之内500番地

2 伊賀市中央公民館（以下「中央公民館」という。）の事業の主たる対象となる区域は、市内全域とする。

(職員)

**第 3 条** 中央公民館に館長その他の職員を置く。

(運営審議会)

**第 4 条** 中央公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

**第 5 条** 公民館運営審議会の委員の定数は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

2 前項の委員の任期は、2年とする。

3 第 1 項の委員が辞職した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

(委任)

**第 6 条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、上野市公民館条例（昭和24年上野市条例第47号）、伊賀町公民館条例（昭和34年伊賀町条例第41号）、島ヶ原村公民館設置及び管理並びに公民館運営審議会委員に関する条例（昭和54年島ヶ原村条例第11号）、阿山町公民館設置及び管理に関する条例（昭和30年阿山町条例第20号）、大山田村公民館設置及び管理に関する条例（昭和30年大山田村条例第15号）及び青山町公民館設置及び管理並びに公民館運営審議会委員に関する条例（昭和30年青山町条例第35号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年12月24日条例第301号）

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月28日条例第35号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日条例第29号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、規則で定める日から施行する。（平成25年3月教委規則第4号で、平成24年4月16日から施行）

附 則（令和元年12月27日条例第52号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和2年2月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のいがまち公民館の使用に係る手続については、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に、伊賀市公民館条例の規定により使用許可を受けている同日以後の使用施設等の使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（令和 3 年10月 5 日条例第25号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 42 号

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の委嘱について

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 50 号）第 3 条の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 6 年 9 月 26 日提出

伊賀市教育委員会 教育長 谷口 修一

記

- 1 提案理由 現在のところ委嘱している委員がいない本委員会について、新委員の委嘱を行おうとする。
- 2 委嘱委員 別紙のとおり
- 3 委嘱期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

令和6年度伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員名簿

※ 委嘱期間 令和6年10月1日～令和8年9月30日

No.	所属	氏名	備考（初回委嘱年月日等）	
1	読み聞かせ活動団体	岡山 恵美子	令和6年10月1日	新任
2	伊賀市社会教育委員会	中嶋 恭子	令和6年10月1日	新任
3	伊賀市青少年育成市民会議	増永 秀美	令和6年10月1日	新任
4	伊賀市PTA連合会	澤 和枝	令和6年10月1日	新任
5	市民公募	家城 円	令和6年10月1日	新任
6	市民公募	竹島 みち子	令和6年10月1日	新任
7	伊賀市公立幼稚園	松永 愛	令和6年10月1日	新任
8	伊賀市公立保育所	松村 幸世	令和6年10月1日	新任
9	伊賀市公立小学校	茶本 康一	令和6年10月1日	新任
10	伊賀市公立中学校	吉川 英毅	令和6年10月1日	新任
11	伊賀市内公立高等学校図書館司書	瀧本 志津代	令和6年10月1日	新任
12	伊賀市図書館協議会	柴田 正美	令和6年10月1日	新任
13	伊賀市社会事業協会	松田 昌子	令和6年10月1日	新任
14	民生委員児童委員	松尾 明彦	令和6年10月1日	新任
15	学識経験者	岡野 裕行	令和6年10月1日	新任



伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例

(設置)

**第1条** 少子化社会における伊賀市の子どもたちの健全育成を推進するための諸施策（以下「育成諸施策」という。）を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市子ども健全育成施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、育成諸施策について所掌する。

(組織)

**第3条** 委員会は、20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会教育関係団体の代表
- (2) 各種団体の代表
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が前条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

**第5条** 委員会には、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取)

**第7条** 委員会は、検討事項について特に必要がある場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の規定は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市子ども健全育成施策検討委員会設置要綱（平成16年伊賀市教育委員会告示第14号）により委員に委嘱された委員は、この条例の相当規定により委員に委嘱されたものとみなす。

## 令和6年第10回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2024年(令和6年)9月26日(木曜日) 10時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 4階 会議室 406
3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、岡森委員、中委員、野口委員、川部事務局長、森口教育総務課長、中釜学校施設室長、西口学校教育課長、川口生涯学習課長兼中央公民館長、笠井文化財課長、小林上野図書館長、東構いがっこ給食センター元気所長 一路いがっこ給食センター夢所長
4. 傍聴人 : 2人
5. 協議事項 : 議案第39号 工事請負契約変更議案に係る専決処分の承認について  
議案第40号 伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部改正について  
議案第41号 伊賀市公民館運営審議会委員の委嘱について  
議案第42号 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の委嘱について
6. 報告事項 : ①令和6年伊賀市議会9月定例会議 教育行政関係一般質問について  
②中学生のメッセージ2024(第46回少年の主張三重県大会)受賞者の報告について  
③その他  
閉会: 10時57分 署名委員 野口委員

教育長 皆様方には、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。やっと朝夕涼しく秋らしくなってきました。教育委員会もいろんな行事を進めながら、次年度の予算などに取り組み始めているところです。また、議会は今度の月曜日が最終日です。秋は芭蕉祭をはじめ、各公民館、市民センターでいろんな行事もありますので、時間がありましたらご参加いただけたらと思っています。それでは、これより令和6年第10回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。  
よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。  
それでは、これより議事に入ります。  
日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。  
議事録署名委員には、を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、といたします。よろしく  
お願いします。

教育長 日程第2 令和6年第9回伊賀市教育委員会議事録の確認についてであり  
ますが、議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、  
ご発言ください。

(なしの声)

教育長 それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、事前送付内容のとおりにすることといたします。

教育長 日程第3 議案第39号 工事請負契約変更議案に係る専決処分の承認につい  
てを議題といたします。  
本議案につきまして、学校施設室長から説明をお願いします。

(学校施設室長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第39号に対し、原案  
どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案39号は、可決いたしました。  
日程第4、議案第40号 伊賀市独立行政法人日本スポーツ振興センター共  
済掛金の徴収に関する規則の一部改正についてを議題といたします。  
学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

小中学生に対して全員がスポーツ保険に入ること、支援のいる、または生活保護家庭の皆さんが 20 円で、国から補助をいただいているということで、了解させてもらいました。園児に関してですが、生活保護家庭の方も何も分けることなく、全員が 200 円なのでしょうか。

学校教育課長 全員が 200 円になっていると思うのです。

今のところ全員に 200 円ということですね。また、確認しておいて下さい。

学校教育課長 はい。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 40 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。

よって、議案 40 号は、可決いたしました。

日程第 5 議案第 41 号 伊賀市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

それぞれの団体から推薦いただいているのでしょうか。

生涯学習課長 はい。それぞれの団体から推薦いただいた方です。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(意見に対する対応)

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 、 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 41 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。

よって、議案 41 号は、可決いたしました。

続きまして、議案第 42 号 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

今までは読書活動を中心にやってきたということでもよろしかったでしょうか。

生涯学習課長 この子ども健全育成施策検討委員につきましては、読書計画の策定や審議をするのを中心に活動しておりました。

これからも、主な活動としては、読書活動を中心にして子どもたちに推進していくための委員会であるという認識でいいのですか。

生涯学習課長 はい。今後も第三次の策定に向けて検討委員会につきましては、読書活動の推進を目的と考えております。

今後、どのような活動を計画されているのでしょうか。

生涯学習課長 この計画につきましては、主に生涯学習課としてどういったことをしていくのかというところで、すごく難しいなというふうに考えながら、これまでも読書に関係する課については、計画がなかった時期も取り組みはいただいております。そういったことを、計画を作っていくことで、それぞれの関係課の取り組みを把握しながら、改めて読書がより推進できるように、情報共有を図りながら、それぞれの各課の活動等の進行管理を行っていきたいというふうに考えております。

名前を見ると子どもの健全育成って、今、話を聞いて読書なのだとわかったのですけれども、この題目だけ見ると何か違うのかなと思ったので質問させていただきました。

教育長 各部署の読書活動を取りまとめして、いろんなものを発信していく会であるという認識でよろしいですか。名前がややこしいので、健全育成というともっと広い幅でってなるのですけれども、これまでもこの健全育成で、読書の計画を作ってきており、これが休眠していて、もう一度作るために今の説明になりま

す。他にございませんか。

休眠していたということですが、再度立ち上げる事となったきっかけとか具体的にどういふところから、この委員会をもう一度立ち上げようという判断になったのかを教えてください。

生涯学習課長 学力の低下が進んでいるというような結果が出ており、やはり読書を進めて行きたいなと思ひまして、子どもを取り巻く環境というのが、コロナ禍や、或いはインターネットスマホ等々により大きく変化しておりますので、だからこそ読書を子どもたちに進めていきたいというふうにかけて、今後、読書計画を作っていくなと考えています。

この目的というか、経緯もわかるんですけど、聞いたかったのは、どこの部署からの発信で動き出したのかなということです。

教育長 これまで教育方針の中で進めてきましたが、やはり読書計画が必要なんじゃないかと議会でも質問を受け、新しい図書館が令和8年4月からの予定ですし、いがまちにもできているといったことから考えますと、やはりどこかで読書計画っていうのは方針だけじゃなくて必要じゃないかと、私ども議会の場で答える中で、こういう機会に読書計画を作りながら進めていきたいということもお答えさせていただいています。読書計画を作って市として進めていこうという動きがあって、もう一度このメンバーをやり直してみようかというようなことになりました。

わかりました。

教育長 新聞記事によりますと、親も6割は読書をしないという状況で、そう考えると子どもたちだけではなくて、社会全体で、いわゆるデジタル化が進むなかで、もう一度考えていく必要があります。

生涯学習課長 この読書計画策定に向けて、来週には、庁内会議を開かせていただきながら、今後、例えば子どもたちにアンケート調査をとり、子どもたちや保護者のご意見を聞きながら、読書計画を作っていくというふうにかけておりますので、またどうぞよろしくお願いいたします。

教育長 他に、ご質問ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質問なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

委員 学校を回らせていただいて、学校の中でも読書がどういふふうに進んでいるかをアンケートなど数字で表していただいて、それを見せていただいた時に、計画を立てていただくということであれば、推進していただいて、結果や成果に繋がると思ふのですが、読書がどれくらい進んだかっていうことを数字であらわすのって非常に難しいと思ふのです。一辺倒な数字の表し方だと、なかなか成果が見えない。成果が上手に拾えるような成果の拾い方というのを、専門的な教育の場に立ってくださる方々の意見もいただいて、表面的ではなく

て立体的に成果を酌み取れるような、それから少しずつ積み上がっていているから、より推進していけるような最初の計画っていうのが大事だと思いますので、その辺も含め計画時点からいろいろ考えていただきたい。

教育長 今後、考えていくのでしょうか、今、何か指標とか考えているものがあれば説明して下さい。

生涯学習課長 取り組みは、子どもたちの本が足りているかを基に、数字を減らしていきたいです。あと、読書活動と言いましたら本を借りるだけではなくて、例えば呼び聞かせボランティアなど推進活動につきましても、どのぐらいの計画を立てて進んでいくのかということも指標にして考えていきたいと思っております。

委員 実際、家庭で親御さん自身が6割という現状もなかなか厳しいなと思うんです。やはり、親が家で本を読んでいる姿を見せないことには、子どもさんが自分も本を読もうとしないのかなと思います。我が家でもそう思うこともありまして、子どもさんだけではなく、その保護者の方にどういうふうに、今後大切だよっていうことを、多分、親御さんもわかってると思うのですが、やはり普段仕事をして家へ帰った時に、本当に読書する力もない感じなのかなと思うのですが、そこを親御さんも踏まえて子どもだけではなく、親御さんにはその意識の芽生えであったり、そういうことも働きかけていただけたらなと思います。

教育事務局長 家庭学習、読書っていうのも、学力にすごく影響してきますので、学力向上プロジェクト推進計画書というのがあるのですけれども、それを各学校の方で位置付けさせていただいて、保護者の方にも重要な課題であるよっていうことを認識していただくということを今もしてますし、今後もしていきたい。これまで各学校でいろんな取り組みをされていたけれども、推進している推進校であっても、家庭の読書量を見ると、全然増えてないっていうこともありますので、それぞれの取り組みは必要ですけど、それぞれの取り組みを、連携させるというか、そういったことを交えながら進めないと、単独で進めていっても効果が出てこないということが、今見えてきておりますので、図書館等と一緒に推進していく必要もあると思います。そういったことを踏まえて計画の中に盛り込んでいきたいなというふうに思っております。

長年の課題だと思います。読書に関して多分皆さんそうだと思うんですけど、読みなさいで読めるものではなく、興味をもってこそでないと思えない。やはり小さい頃から幼児教育の時から読みたいという環境を作っていく事が必要で、まずは一番最初の第一歩なのかなというふうに、思ったりします。特に中学生など学年が上がれば上がるほど、ガンガンと目標を立てても難しいと思うので、興味を持てるような環境を目指して欲しいなって思いますのでよろしくをお願いします。

教育長 他にありませんか。

デジタル世代というかももう本当にゲームばかりしてる子どもたちなので、例えば親子で読書マラソンみたいな感じで、タブレットも配ってるんで、親子で読んだ本、それに例えば2行でも3行でも、感想を入れたら1ポイントつくみたいな形で何か、興味とか、まず読書の方に引込んでいく何かをやればいい



んじゃないのかなと思ったりしているので、そのようなものを検討されたいかがかなと思いました。

学校教育課長 家庭の読書量が少ないっていうのは、家庭に何冊ぐらい本があるかっていう調査がありまして、もうそれはゼロから10冊というのが一番多い。全国でも家に本がないというような状況です。学校としては、興味を持ってもらえるように、読書貯金みたいなものを導入して学校でどれだけ本を読んだとか、大会をすべての学校でやってもらおうというような計画をしたり、できるだけ読書感想文にも取り組んでもらうなど、いろんな取り組みをしながら子どもに少しでも読書をする環境を増やしていきたいということで今取り組んでおりますので、この計画と合わせて進んでいけたらと思っております。

委員 今年の読書感想文の提出率は上がりましたか。

学校教育課長 まだ数を聞いてはいないのですが、取り組んでる学校が多くなってるって聞いています。

委員 中学校は全部ですか。

学校教育課長 はい。

教育長 図書館の方はどうですか。

上野図書館長 締め切りがまだです。

夏休みの宿題が読書感想文か書道かどちらかの選択になると、楽な書道の方を選ぶという傾向があったりします。

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第42号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。

よって、議案42号は、可決いたしました。

続きまして、日程第6 報告説明事項に移ります。

事項①番 令和6年伊賀市議会9月定例会月会議 教育行政関係一般質問についてを説明します。

(教育長、説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

山下議員の教育保護者負担の軽減の話で、例えば彫刻刀のセットだったり、我々の世代はお家にあったら、それを持って来てくださっていたのです

けれど、今はもうほぼ全員買うような感じになっているのですか。

学校教育課長 今でもお家にあるもので結構ですし、別にこれでないといけないということではないので、必要に応じて買っていただくような形をとっています。兄弟のものや、知り合いからもらったものでも結構です。昔は算数セットを皆が小学校1年生に買って、おはじきや棒みたいなもの1個1個に名前のシール貼ってもらって大変だったと思うのですが、あれも全部買ってもらうわけではなくて、その中で、個人で使うもの、必ず使うものは買ってもらうんですが、頻繁に使わないものは、学校で買って置いて、みんなで使ってもらうとか、工夫をしながら買ってもらってるような状況です。

うちは兄弟分買って、家に残っている。それなら学校へ寄附したいくらい。

学校教育課 たぶん、中学校でも使うということでお家に残していただいているのだと思います。

教育長 事項②番 中学生のメッセージ2024（第46回少年の主張三重県大会）受賞者の報告について 生涯学習課長から説明をお願いします。

（生涯学習課長 説明）

教育長 ご質疑ございませんか。

（なしの声）

教育長 事項③番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

教育長 それでは、これをもちまして、第10回定例会は閉会といたします。議事協力どうもありがとうございました。

10時57分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員